

# 国際監査・保証基準審議会の「監査報告書の改訂（長文化）」に見る監査およびガバナンスの本質的な課題

～ユーザー重視の監査基準と資本市場の信頼性向上に向けて～

内野 逸勢

## 要約

ユーザー（＝利用者）をより重視した監査基準を目指す国際監査基準の設定主体である国際監査・保証基準審議会（IAASB）は「監査報告書の改訂（＝監査報告書の長文化）」基準を、2014年9月に承認した。この背景には、エンロン事件から現在に至るまで世界各国で生じた度重なる会計不正、不適切会計等による財務諸表の信頼性を損なう事案において、ユーザーの監査の透明性を向上させることへの強い要望があった。

2000年初頭の国際監査基準設定の背景には、グローバルなリンケージが強まる各国の資本市場において、「ユーザーの保護」が1国の監査基準のみでは解決が困難であるという事情があった。さらに、資本市場の信頼のコアとなる財務諸表の監査人、作成者（＝経営者）、アナリスト等の財務諸表のサプライチェーンに関連する当事者の役割と責任を再度認識し、その課題を解決していくことの重要性を再確認したこともあった。

このような背景を踏まえると、今回の監査報告書の“長文化”自体は評価できるが、不正および虚偽記載の発見機能としての監査自体の“付加価値”がどのように高められるのか、その真価が問われていると言えよう。

## 目次

- はじめに ～ユーザーをより重視した監査基準に向けた「監査報告書の長文化」～
- 1章 “国際監査基準”の背景と基準設定における問題意識（7つのポイント）
- 2章 財務諸表作成のサプライチェーン当事者の相互関係における課題
- 3章 監査報告書の改訂（長文化）の背景：監査の“ブラックボックス化”とは
- 4章 監査報告書の改訂の付加価値：イノベーションを伴うコミュニケーション的価値の向上
- 5章 先行している英国の事例
- 6章 残された課題：公益の共有と監査の質の向上
- おわりに ～日本へのインプリケーション～

## はじめに ～ユーザーをより重視した監査基準に向けた「監査報告書の長文化」～

本稿では、2006年から2014年までの9年間、筆者が委員を務めてきた国際監査・保証基準審議会（IAASB）諮問・助言グループ（CAG）<sup>1</sup>が抱える直近の最大のテーマである「監査報告書の改訂」（＝長文化）を中心に説明する。このテーマを中心に国際監査基準を紐解く理由は、エンロン事件から現在までに世界各国で生じた会計不正、不適切会計等による財務諸表の信頼性を損なう事案に関する本質的な問題を解決するヒントとなる多くの要素の“再発見”につながるからである。“再発見”とは、既に過去から、監査人、財務諸表作成者、ユーザー（以下、利用者）などの当事者間で一貫して問題として認識され、この問題を解決するヒントとなる要素は共有化された上で、解決に向けた努力が続けられてきたからである。ただし、依然、利用者側からは監査プロセスの透明性が不足していると捉えられており、今回の監査報告書の長文化が、上記の財務諸表の信頼性を回復することにつながるか、疑念を抱かれている側面がある。

監査報告書とは、日本では有価証券報告書等の最後に一緒に綴じられている1枚の「独立監査人

の監査報告書」という定型文の報告書を指し、この“改訂”の基準が導入されれば、主に監査人が監査の過程で重要と判断した項目が追加され、“長文化”される。

IAASBにおいて、「監査報告書の改訂」に関連する国際監査基準（以下、ISA<sup>2</sup>）設定プロジェクトは、開始から5年を要し、関連するISAsが2014年9月の審議会のミーティングにおいて承認され、2015年1月に最終版が公表された。各国の法整備が整えば、早ければ2016年内に終了する決算期から各国では導入される予定である。既に、フランス、英国では自国の監査基準において、監査報告書の長文化が導入されている。米国<sup>3</sup>は2013年8月に公開草案を公表しているが、その後の進展は見られない。日本においても検討が進められている。

このテーマを取り上げる理由は、これまでのIAASBの取り組んできた課題、すなわち資本市場の信頼回復に欠かせない“外部監査人による財務諸表に対する利用者<sup>4</sup>の信頼性の維持・向上”の目的に関連する課題の大部分が凝縮されており、直近のIAASBの集大成と考えられるためである。

結論から先に述べれば、財務諸表の利用者から求められたことは、“監査のプロセスがよく分からない”という、監査が「ブラックボックス化」

1) 国際会計士連盟（IFAC：International Federation of Accountants）内に設置されている国際監査・保証基準審議会（IAASB：International Auditing and Assurance Board）の諮問・助言グループ（CAG：Consultative Advisory Group）。CAGは、IOSCO（証券監督者国際機構）、バーゼル銀行監督委員会、IAIS（国際保険監督協会）、EC（欧州委員会）、世界銀行、米国アナリスト協会、日本証券業協会、FEE（欧州会計士連盟）等の29のメンバー機関と、オブザーバー機関としてIMF、PCAOB（米国公開会社会計監視委員会）、日本の金融庁の3機関で構成される（2016年4月1日時点のIFACウェブサイト）。筆者は日本証券業協会の代表として参加。

2) ISAとはInternational Auditing Standardsの略。以下同様。

3) 2016年4月時点のPCAOBのウェブサイトでは、米国での進展は確認できない。

4) 利害を持つ財務諸表の利用者の定義「経営者、株主、債権者、潜在的な一般投資家など、監査済み財務諸表を通して経済的意思決定を行うことが合理的な範囲で想定される人々」

しているという単純な問題意識から由来する財務諸表監査自体の透明性を向上させることであった。

くしくも日本においても、近年、財務諸表監査における「不正」<sup>5</sup>「不適切な会計処理」<sup>6</sup>は増加し、特に経営者による不正の割合の高さが特徴<sup>7</sup>であり、財務諸表に対する利用者の信頼性の向上が再び注目されている。しかし、その根本的な問題自体は約15年前のエンロン事件の時とそれほど変化がなく、その問題の本質に対しては理解が深まっていないと考えられる。「長文化」の導入によって、このような問題の解決に向けて、外部監査人の専門家としての判断の質の向上と、それをチェックする投資家の質の向上、それによる経営者のコーポレート、財務諸表作成の内部統制、開示の強化等の好循環が生まれることを期待したい。そうすれば、必然的に資本市場の信頼が回復していくと考えられる。ただし、「長文化」によって監査の透明性が向上し、理解が深まるにつれ、監査の「専門家としての判断の質」という監査の付加価値の向上が、利用者あるいは財務諸表の作

成者から本格的に求められることとなろう。

## 1章 “国際監査基準”の背景と基準設定における問題意識(7つのポイント)

「ブラックボックス化」を解き明かす前に、利用者重視に向けた“国際監査基準”の設定の背景にある問題意識を説明する必要がある。これは、I A A S B C A Gの委員の期間である9年間抱いていた最大の問題意識とも重なる。そのヒントは、エンロン社、ワールドコム社の不正会計事件後の2002年10月に国際会計士連盟(以下、I F A C<sup>8</sup>)が初めて結成したタスクフォースでなされた議論にある(2003年8月に公表されたI F A Cの報告書“Rebuilding Public Confidence in Financial Reporting: An International Perspective”(企業会計財務報告に対する信頼の再建に向けて—国際的な視点—)<sup>9</sup>)。

利用者にとって国際監査基準設定の背景の中で把握すべきポイントは、以下の7つである<sup>10</sup>。

- 5) 「不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役等、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう」(監査基準委員会報告書240「財務諸表における不正」)。出所は日本公認会計士協会『監査実務ハンドブック 平成27年版』および同『監査実務ハンドブック 平成28年版』(以下同様)。
- 6) 「意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、又はこれを誤用したことによる誤り」(監査・保証実務委員会研究報告第25号「不適切な会計処理が発覚した場合の監査人の留意事項」)。
- 7) 「不正関連事案の年度別公表件数は、微増の傾向を示した。…会計不正系、横領系、それぞれの件数を見ると、会計不正系は年々増加している。」「経営者が関与した不正(以下、「経営者不正」という)は、全体の26%、つまり4分の1が経営者不正であった。一方、不正発生割合は、上場市場全体の4%である、つまり、上場企業の1%がこのような不誠実な経営者によりコントロールされた企業…」(「日本企業の不正に関する実態調査(2014年)」〈株式会社KPMG FAS〉)。
- 8) 国際会計士連盟(I F A C: International Federation of Accountants)。世界の会計士団体により構成される国際機関。1977年、日本を含む51カ国63会計士団体を構成員として、会計専門職の発展を目指してニューヨークに設立された。2013年11月現在、130カ国、179以上の加盟団体を有し、250万人以上の職業会計士を代表する組織となっている。I F A Cは、会計基準以外の会計士に関わる業務、例えば監査基準、会計士の倫理規程、資格試験などに関わる教育基準などを外部機関の適切なモニタリングの下で定めている(I F A Cウェブサイト)。
- 9) <https://www.ifac.org/publications-resources/rebuilding-public-confidence-financial-reporting-international-perspective>
- 10) 筆者がC A Gへの参加を通じて抽出したポイント。

- (1) グローバル問題への発展と国際基準の覇権争い
- (2) 財務情報サプライチェーンの関係者に対する資本市場からの高まるプレッシャー
- (3) 財務情報のサプライチェーンを担っていた関係者の意識の問題
- (4) 会計基準・監査基準などの基準が適切だったかという問題
- (5) 外部監査が本来有する付加価値の追求
- (6) 職業的懐疑心および判断に基づく情報監査の枠内での実態監査重視
- (7) コーポレート・ガバナンス、スチュワードシップの改革を伴う監査報告書の改訂

この中で、特に、機能不全に陥った主因としては、上記（2）と（3）に関連する財務諸表のサプライチェーンの関与者全員がその役割に対する責任を果たしていなかったことが挙げられている。ただし、これは作成者である経営者を取り巻く事業環境がグローバル化し、取引が複雑になることで、構造、制度上の問題であったり、それを要因とする関与者の意識の問題であったりとしている。なぜ責任を果たせなかったかというところに問題の本質があると考えられる。

## 1. グローバル問題への発展と自国の会計・監査基準のみでの対応の限界

会計・監査基準のコンバージェンスの契機となった問題は、2001年（エンロン社）、2002年6月（ワールドコム社）の不正会計の発覚である。ただし、ポイントはこの不正会計の問題を解決す

るために先進国各国が対応した結果、国あるいは地域特有の問題からグローバルな問題に格上げされたことである。

その端緒は2002年7月に米国政府が制定した米国の企業改革法<sup>11</sup>であった。この法律では企業経営者の責任強化、コーポレート・ガバナンスの改善、監査法人の独立性強化、監査法人に対する監視体制の整備などがカバーされている。米国政府は、この法律の適用範囲について、海外の企業にも適用する方針とした。この米国の方針を契機として、欧州および日本は、企業および株主のグローバル化が進展する中で、各国別の法規制・基準・監督体制を有することに対する問題意識を直視することとなったと考えられる。それが会計・監査基準のコンバージェンスの契機になったと想定される。その後、図表1の通り、米欧日、国際機関、民間ベースの国際基準設定機関（IASB、IFAC）の対応につながった。

この対応の中で、特に、2002年9月にワシントンでのIMF・世銀総会で発表された7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議声明（財務省仮訳）の最初のパラグラフに、「我々は、健全な経済政策及び構造改革にコミットしており、また企業の情報開示を改善し、企業の説明責任を拡大し、会計監査の独立性を強化するための共同作業にコミットしている。」と記述されたことが大きな意味を持つと言われている。アジア通貨・金融危機（1997年）は、アジア特有の問題であり、グローバルな問題として扱われなかったが、不正会計の問題が、先進国を含めて初めてグローバルな問題と認識されたことの意義は大きい。このため、国際基準の覇権争いが開始されたと言えよう。さらに、

11) サーベンス・オクスリー法（Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002）

図表1 各国の対応：“国際基準”の覇権争い

米英日各国の対応	
米国	企業改革法の制定（2002年7月）。同法に基づくSEC規則の整備（累次）、公開会社会計監督委員会（PCAOB）の設立。
欧州（英国含むEU）	2005年より国際会計基準を加盟国上場企業に適用するEU閣僚理決定（2002年6月）。コーポレート・ガバナンス及び監査の強化に関するEC提案（2003年5月）。
日本	コーポレート・ガバナンス強化のための商法改正（2001年改正、2002年改正）。（財）財務会計基準機構（FA SF）・企業会計基準委員会（ASBJ）の発足（2001年1月）。公認会計士法の改正（2003年5月成立）。
国際機関の対応	
OECD	コーポレート・ガバナンス原則（99年5月）の包括的見直し
証券監督者国際機構（IOSCO）	監査人の独立性に関する原則（2002年10月）、監査人の監督に関する原則（2002年10月）、継続情報開示に関する原則（2002年10月）
金融安定化フォーラム（FSF）	主要な12の国際基準の選定、関係国際機関等による原則策定作業のレビュー
G7、サミット	エビアン・サミットのG8宣言
民間ベースの国際基準設定機関	
国際会計基準審議会（IASB）	国際会計基準（IFRS）の策定。米国財務会計基準審議会（FA SB）との間で会計基準の収斂について共同作業をすることに合意（2002年10月）
国際会計士連盟：IFAC (International Federation of Accountants)	国際監査基準（ISA）の策定・改善 会計に対する信頼回復のためのタスクフォース設置（2010年10月）→タスクフォース報告書「企業会計・財務報告に対する信頼の再建に向けて - 国際的な視点 -」（2003年8月） 国際監査基準の設定体制（公的・中立的立場からの関与など）に関する規制当局（IOSCO等）との協議

（出所）中平幸典「企業会計と市場の信頼 ～エンロン後の国際的協力～」『証券レビュー』第43巻第9号、p.41（資料1）、および各国、各機関の資料から大和総研作成

2003年6月のエビアン・サミットのG8宣言<sup>12</sup>（外務省仮訳）では、「信用と信頼は十分に機能する市場経済の重要な構成要素である。健全なコーポレート・ガバナンス並びにより信頼性のある企業構造及び市場の仲介により投資家の信頼を回復することは、我々の各国経済の成長を促進する上で欠かせない。我々は、各国の首都や国際金融機関において、また国際的基準策定団体により行われている、ガバナンスの水準及び情報開示体制の強化のための多くのイニシアティブを奨励する。」

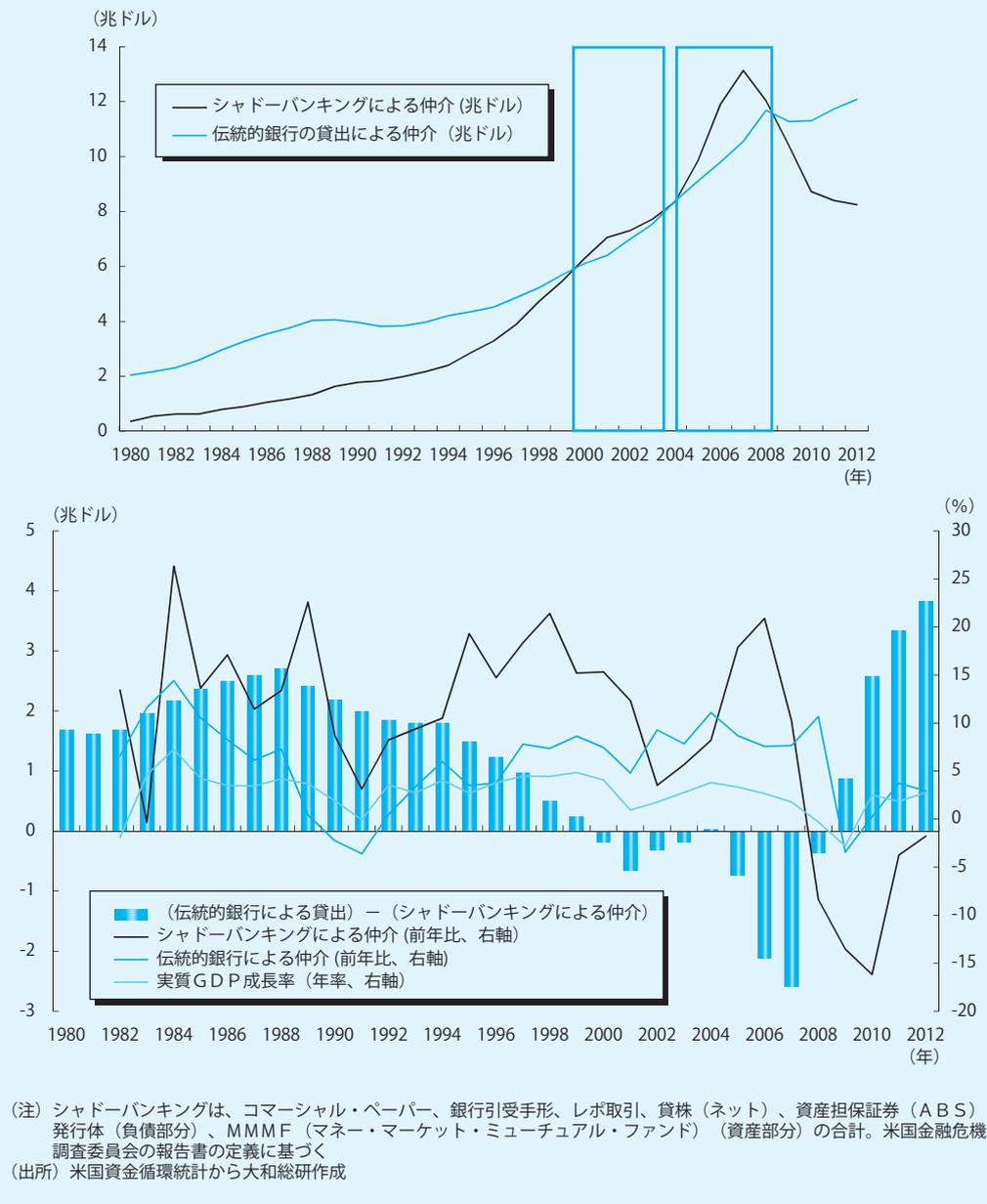
と記述された。

ただし、根本的な問題の一つとして、資本市場への資金の出し手側の変化も見え隠れする。1990年代後半から金融仲介が伝統的銀行からシャドーバンキングへシフトしてきたことである。制度的な変化としては、エンロン不正会計発覚の2年前の1999年にはグラス・スティーガル法が廃止され、米国内のシャドーバンキング・システムによる金融仲介が伝統的な銀行セクターの貸出の水準を超過しようとしていた（図表2）。

12) 「成長の促進と責任ある市場経済の増進G8宣言（外務省仮訳）」から抜粋。

伝統的銀行に対するグローバルな規制は整備されているが、シャドーバンキングによる金融仲介に対する規制は未整備であった<sup>13</sup>。グラス・スティーガル法の緩和・撤廃を求めた当事者は、収益性が

図表2 米国における伝統的銀行による仲介 VS シャドーバンキングによる仲介



13) 2008年から2013年の5年間、金融安定理事会（FSB）を中心に推進されてきた国際的な金融規制改革の進捗状況を高く評価した2013年のサンクトペテルブルクのG20サミットにおいても、シャドーバンキングの規制に対しては課題が残っているとしていた。同サミットでは、具体的な最終目標として、「すべての金融機関、金融市場、市場への参加者が規制され、さらに国際的に継続的かつ公正な方法により、その環境に適合した監督下におかれること」（外務省仮訳）が掲げられている。この背景には、世界的な金融危機を発生させた主因は、各国間の“断層（fault lines）”にあるという認識がある（大和総研「国際金融規制改革の行方」（内野逸勢、2014年4月11日）参照）。

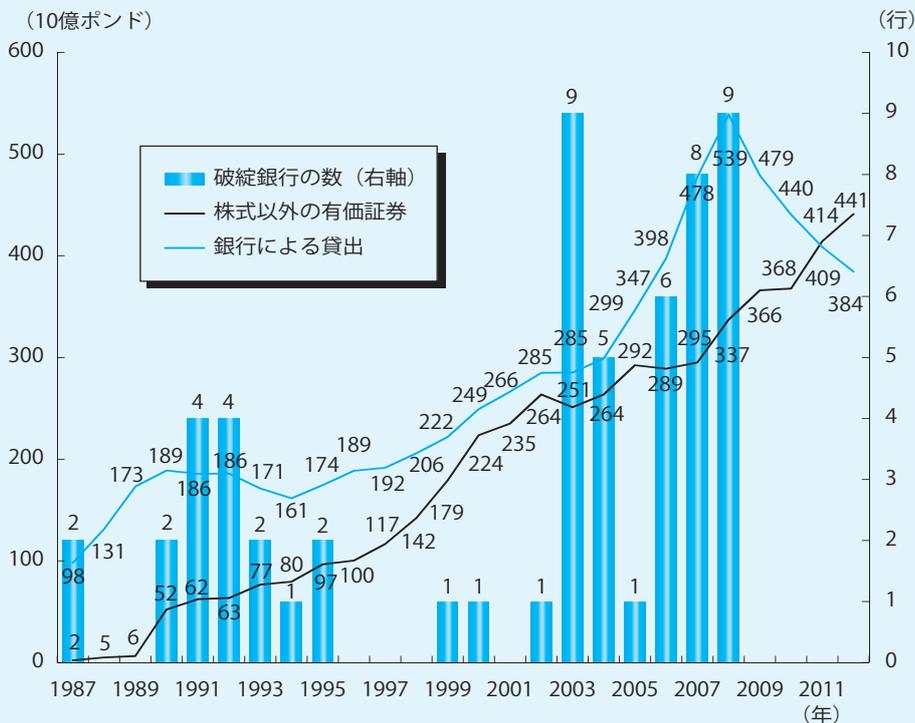
低迷していた伝統的な銀行であった。

図表2と図表3が示すように、国際金融市場の中心である米国(ニューヨーク)と英国(ロンドン)において、シャドーバンキングの仲介のボリュームは、既にアジア通貨・金融危機の時から急増していた。この理由の一つとして、資本市場のグローバル化があると考えられる。グローバルなリネーゲージが強まる各国の資本市場において、国際的な資本の移動が拡大すると同時に取引単位も増加し、資本市場自体の影響力が強大になっていったと考えられよう。このような状況下、グローバルな投資家から企業の経営者に対する要求も様々に変化していったと推測される。

さらに2004年から06年にサブプライムの間

題が発覚し、08年のリーマン・ショックまでの期間において、グローバルな資本移動の拡大により、シャドーバンキングの仲介ボリュームは短期間に急激な伸びを見せ、シャドーバンキングを介した資金調達の水準は急上昇した。2000年に5.5兆ドル程度であったものが、2008年ごろには13.1兆ドルと倍以上の水準に達していた。それと同調するように金融機関のレバレッジの比率も上昇した結果、収益性で追い詰められた金融機関自体に不正会計の問題が発生したと言えよう。例えば、経営破綻した米証券大手リーマン・ブラザーズにおいても、一部の会計処理などが「偽り」や「不正な操作」につながったとしており、連邦破産裁判所の調査報告書<sup>14)</sup>によれば、「資産を買い戻す

図表3 英国の銀行貸出残高 VS 株式以外の有価証券発行残高 (非金融部門の負債)



(出所) 英国資金循環統計およびBank of England資料から大和総研作成

14) Chapter 11 Case No.08 - 13555 (JMP), "REPORT OF ANTON R. VALUKAS, EXAMINER, VOLUME 3 OF 9 Section III.A.4: Repo 105 ", UNITED STATES BANKRUPTCY COURT SOUTHERN DISTRICT OF NEW YORK, March 11, 2010

約束をした上で売却、借入金を実際よりも少なく見せることにつながる『会計操作』が見つかった（レポ取引）。また報告は監査法人の怠慢も指摘した」としている。

このような状況下、常に一定の確率で、国内の不正会計が発生するというこれまでの問題意識だけでは対応できない状態になってきたと考えられる。つまり、各国の企業の経営者、監査人、それを規制する各国の会計・監査、ガバナンス等の基準だけによる不正会計の対応では、解決が難しくなってきたと推測される。

## 2. 財務情報<sup>15</sup> サプライチェーンの関係者に対する資本市場からの高まるプレッシャー

米国の不正会計事件（会計不信問題）の本質的な問題の一つ目として、I F A Cタスクフォース報告書では、財務情報のサプライチェーンに関与しているおのおの関係者（以下、関係者）に問題・リスクが存在するとしている。関係者として挙げられる「企業情報の担い手」とは、企業内では経営者、企業内のコーポレート・ガバナンス体制（特に財務情報に関するガバナンス体制）の責任者、企業外では、外部監査人、アナリスト、格付け機関、投資銀行等が挙げられている。

このような企業内外の関係者の問題・リスクの源泉として、同報告書の調査が実施された当時においても、非常に高い各種のプレッシャーが存在していたもようである。このため、決算書類の修正（restatement）が顕著に増加していたと記されている。具体的には、経営者に対するマーケットからの四半期ごとの詳細な収益見通しおよびそ

の達成要求、あるいはストックオプション等が挙げられる。さらに、外部監査人にとっては、I Tの発達に伴う複雑な金融商品や金融取引手法が次々と開発されたことで、その評価手法が追い付いていなかったことがリスクとして挙げられている。

また、同報告書では、関係者に係る制度上、構造上の問題と捉える必要があるとしている。上記のようなプレッシャーが高まれば、会計不正による虚偽記載リスクが増加するため、これを「チェック」あるいは「コントロール」する仕組み<sup>16</sup>が必要となる。その仕組みの整備が不十分なため、環境変化への対応が困難であった、あるいは形式上整備されていたものの、実際には十分に機能していない部分もあったと考えられよう。

関係者別の問題では、コーポレート・ガバナンスについては、取締役会や監査委員会、監査役会が形は整っていても経営者の行為をチェックするのに十分な体制となっていないことが挙げられている。監査人については、独立性を担保するためのシステムが必ずしもうまく機能していない、監査業務以外のいろいろな非監査業務等の他の仕事が増え、これらの業務との間の利益相反の可能性も生じているという問題があることが指摘されている。アナリストや格付け機関等についても基準やルールが必ずしも明確になっていないといった問題があるとされている。

以上を踏まえて、I F A Cタスクフォース報告書では、以下の2つのポイントが強調された。

- 経営者が不正をする「誘因（インセンティブ）」を取り除くべきである。

15) I F A Cタスクフォース報告書では「企業情報」としている。

16) 既に、1999年にはO E C Dがコーポレート・ガバナンス原則の包括的な見直しを実施。

○外部監査人については「独立性の維持」とともに「監査の質」を向上すべきである。監査報告を出す前に監査法人内でほかのパートナーの審査を受ける、あるいは事後レビューを実施することなどクオリティを維持するための方策が必要である。

上記提言の第一は、現在の日本において問題となっている経営トップによる不正会計への対応、同提言の第二は、現在の I A A S B による「監査報告書の改訂」での監査品質の向上への対応と重複する部分がある。10年以上前のいずれの課題も十分に解消されていないため、現在、日本においても、監査の透明性を向上させ、監査の品質を改善する監査報告書改訂、監査法人へのガバナンス・コード、監査ローテーション制度等の導入が検討されている。

### 3. 財務情報のサプライチェーンを担っていた関係者の意識の問題

米国の不正会計事件（会計不信問題）の原因の二つ目として、「関係者の意識の問題」を挙げている。これは「制度や構造を改善すべし、まいくのか」という問題意識が、その根底にある。特に、エンロン社の事例については<sup>17</sup>、「多くの関係者が関与し、現在ではシステミックな問題として認識されている」とし、「取締役会や監査委員会は他社よりも適切であった」が、「すべての関係者の自身の役割が、どのように財務報告プロセスに対してインパクトを与えるか」おのおの認識しておらず、結果として問題の発生を防止しえなかった。これは現在の日本の不適切会計の問題に

もつながる部分であろう。

関係者の「意識の問題」「姿勢の問題」が重要であることから、IFACタスクフォース報告書では、企業（会計事務所）のトップがその姿勢を明確にする必要があるという「トーン・アット・ザ・トップ」を提言している。経営（会計事務所）のトップが変化しなければ変革は生まれえないという意味である。この変化がなければ、倫理規定「エシックス・コード」を整備して、その実施状況をモニターする手続きを厳格に決め、実効性を高めるため研修を充実させたとしても、組織の変革は生まれえない。一方、監査人・会計士については「意識の問題」につながる「職業倫理（プロフェッショナル・エシックス）」が重要と提言している。

上記の提言は、現在の I A A S B が進めている「監査報告書の改訂」の導入において、必要不可欠な部分であり、同時に課題であり続けている。

### 4. 会計基準・監査基準などの基準が適切だったかという問題

米国の不正会計事件（会計不信問題）の原因の三つ目として、基準および規制に関わる問題を挙げている。これは、会計基準・監査基準などの基準が適切だったかという問題である。その背景には、国によって基準設定の方針が大幅に異なるという問題がある。特に、米国と英国では、前者が厳格なルール・ベース（訴訟社会が背景にある）である一方、後者はプリンシプル・ベース（＝原則基準）であるという方針の違いがある。この違いが、グローバル基準の「覇権争い」につながっていると考えられている。

同時に、この違いが問題を生んでいることも事

<sup>17</sup> IFAC, "Rebuilding Public Confidence in Financial Reporting: An International Perspective"（企業会計財務報告に対する信頼の再建に向けて ―国際的な視点―）

実である。つまり「市場や企業活動のグローバル化が進展していても、企業会計をめぐる基準が統合されておらず、そのすき間について問題が起こるというケース<sup>18</sup>も出てきている」ということである。各国間の規制の“断層（fault lines）”に付け込んだアービトラージによって、不公平な状況が生まれている。

監査法人に対する規制・監督においても、例えば監督や監視が十分であったかという問題意識があった。従来、監査法人に対しては各国の自主規制が監督・監視の中心であったが、これが十分機能していなかったことが問題として挙げられている。

これらの問題に対して、IFACタスクフォース報告書では、監査基準・会計基準などの基準については、国際的に収斂（convergence）すべきであると提言している。ただし、国際監査基準を設定する母体は基本的には民間であることから、世界的な基準として適用される強制力が不足していることを問題としている。そのため、“公益（＝資本市場の信頼回復のための財務諸表の利用者保護）”の監視役として公的機関に関与させ、同基準を中立的な基準として承認が容易な体制を整備する必要があるとしている。このように体制が整備されているが、ISAの適用については、強制力がないソフトローとしての限界も露呈し始めている。このため、今後のISA普及における大きな課題となっていることも事実である。

## 5. 外部監査が本来有する付加価値の追求<sup>19</sup>

国際監査基準が設定され、基準自体の質が向上したとしても、それによって監査自体の付加価値が向上するかという問題意識が残される。この点について、リーマン・ショック後の欧州委員会（EC）のグリーン・ペーパー<sup>20</sup>では、外部監査の付加価値について問題意識が提起された。ただし、これを考える上では、本来、外部監査が有する付加価値、あるいはその付加価値を発現するための制約・課題を認識する必要がある。

### 1) 会計監査の3つの機能的限界

特に、会計監査の特性と機能的限界を認識する必要がある。そのためには、第一（①）に会計判断の相対性、つまり「会計が、事実と慣習と判断の総合的表現」であることを理解する必要がある。

一般に公正妥当と認められる会計原則は、経営者の会計判断のよりどころであると同時に、監査人の監査判断のよりどころでもある。このため、同会計原則は上記のおのおの判断時点での会計実務の規範を包摂した概念であり、会計の現場では会計慣行、会計基準、法規則が具体的な指針となる。しかし、そのプロセス<sup>21</sup>において経営者の判断が入ることは避けられない。このため、財務諸表の適正表示への監査人の結論は、一定の条

18) 2003年のオランダの小売業大手ロイヤル・アホールド社の利益水増し事件。カリスマ的なCEOの存在、アグレッシブな会計処理による利益の算出、監査法人の役割などを指摘し、「ヨーロッパ版エンロン」と形容された。この国際企業の利益水増し事件（「収益認識の期間」の会計処理のオランダと米国の相違が主因）は、オランダと米国の間の国を超える監督権の争いを表面化させた。

19) 山浦久司『会計監査論 第3版』「第1章 会計監査のフレームワーク」中央経済社、pp.11-24

20) 2010年10月公表されたECのグリーン・ペーパー「監査に関する施策：金融危機からの教訓」

21) 個々の会計処理の際に適用する会計方法や手続きの選択、種々見積もり、あるいは会計記録の結果の財務諸表への集約。

件下での将来の判断や予測を含めて、情報としてのノイズやブレが許容範囲のものであるという条件付きとなる。

第二(②)に、取引実態または事象や事実への監査人関与の限界が存在することを理解する必要がある。つまり、会計監査では会計情報に至る企業側の取引プロセス<sup>22</sup>を監査人が検証するとき、検証範囲には取引の意思決定プロセスに加わることが不可能など、一定の限界がある。このため、会計記録と背後の取引活動や事実との整合性を推定するにすぎない可能性もある。

第三(③)に、契約事項としての監査の限界があることを理解する必要がある。費用対効果が監査契約の根底にあるために、抜き取り検査(試査)主体で、戦略的な監査とならざるを得ないことがある。さらに、例えば隠ぺい資産に対する強制捜査権などの権限は監査人にはない。このため、財務諸表の適正表示に関する監査判断の確からしさに一定の限界をもたらす要因となっている。

## 2) 会計監査の本来有する3つの付加価値

上記3つの制約を有することを前提として、会計監査の付加価値を考えると以下の通りとなる。

上記①に対しては、経営者の会計判断に対して監査人が独立の職業的専門家の立場から“批判的”にその判断の適否や当否を検討することである。この会計監査の“仕組み”自体に相当の牽制効果と矯正効果を有することが付加価値であると考えられる。ただし、より本質的には、“仕組み”よりも職業的専門家としての批判的な検討=懐疑心

が付加価値と捉えるべきであろう。

上記②に対しては、不正に起因する重要な虚偽表示の発見、あるいは継続企業の前提に対する評価が、監査という機能に対して社会的に期待されている付加価値と捉えられよう。このため、監査人は、監査手続きや入手する監査証拠も経営者の意思決定や経営方針、あるいは関係判断に対して踏み込んだものとなっていることが付加価値であると考えられる。

最後に上記③に対しては、財務諸表監査が経営者側の利益の隠ぺいなどの行為の発見まで求められてはいないが、利益の過大計上<sup>23</sup>に対する一定の抑止力を果たすことを中心に監査機能が構築されてきたことが付加価値であると考えられる。

## 3) 会計監査の責任の限界を判断する概念 “重要性(監査上の重要性)”

上記の会計監査の付加価値は、機能的限界を前提として認識されているため、確信的というよりも説得的な証拠を得て至った監査人自らの結論にすぎないと言えよう。このような制約があるため、監査の責任にも一定の限界が固定化されている。これを判断する概念が“重要性”となる。

監査人の責任は本来、企業の公表する財務諸表が、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して、企業の財務状態、経営成績、およびキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているか否かである。これに対する監査人の結論には、利用者が被監査情報を通して誤解に基づく投資判断を行わない程度の信頼性を監査人は“自らの意見”で

22) 下流である会計情報から企業の経営の上流までのプロセスにおける順番としては、通常、会計情報→会計記録→企業資源の変化→取引現場→取引の意思決定→意思決定手続き→意思決定変数の集積(経営環境、経営目的、業績目標、企業の情報収集・処理能力、経営者の管理・判断能力、法律等の外部規制など)となる。

23) 資産・収益の過大計上と負債・費用の過小計上を手段とし、特に粉飾と呼ばれる意図的な利益隠し行為を指す。

担保していると想定される。しかし、当該監査人の結論には、上記3つの制約があり、その責任の限界が“重要性”という概念により判断されることとなる。

#### 4) 付加価値の中核をなす“不正発見機能”に対する監査責任観と「期待ギャップ」

##### ①不正発見機能

最も重要な課題は、会計監査の付加価値の中で中核を占める、あるいは会計監査の重要な役割である“不正発見機能”と監査人の責任の範囲を明確にすることである。

過去から監査人は、監査対象企業の経営者や従業員が犯した不正<sup>24</sup>に対する摘発失敗の法的、道義的責任を問う要求と常に対峙してきたのが現実である。このため、責任範囲の明確化によって、法的・道義的責任の判断がある程度は可能となる。

ただし、実際には、財務諸表監査は情報監査（あくまでも会計情報に関する監査）であり、実体監査（取引実態ないし行為の当否や適否の監査）ではないため、責任もこの範囲の中で特定されてきたと言えよう。このため、付加価値の中核をなす“不正発見機能”は副次的なものとして位置付けられてきた。

米国は1970年代以来、日本は1990年代以来存在する「期待ギャップ」論争の中心は、そもそも不正発見機能が副次的なものとの位置付けが不適切ではないかという疑問の存在であった。しかしながら、「改めてこの機能を巡る問題を正面から取り上げることは監査人側にも被監査側にも大きな抵抗がある」と考えられている。

##### ②「期待ギャップ」を埋めるものは、情報監査の枠内での実態監査機能

前述したように会計監査は情報監査として性格づけられてきたが、実際には「情報の監査と実態ないし行為に対する監査」との区別が簡単に行われるわけではないし、ニーズ自体も明確に割り切られているわけでもないと考えられている。

実態監査としての会計監査は、会計記録や報告を通じて、取引実態や行為の妥当性、効率性、合目的性、規範準拠等を検証しようとするものであるが、利用者からは情報監査の中でも、実態監査に近い機能の発揮への期待が込められていると想定される。

実際には、「職業監査人が財務諸表監査は情報監査という性格付けを自らが先導しておこなってきたのであり、その理由は情報監査と実態監査の境界線の不明確さ、上記の財務諸表監査の本来の機能的限界のゆえに、自らの責任領域を確定しようとするにであった」としている。

ただ、「現状では情報監査の考え方が極端になると、会計原則の形式的適用だけが判断の尺度となり、取引行為自体の成否や当否や適否といった判断に監査人が関与しようとしなくなる」ため、社会から受け入れられなくなってきたとも考えられよう。この結果、一種の「揺り返し現象」が「期待ギャップ」につながったと考えられる。

ディスクロージャー理論における受託責任論では、「財務諸表監査とは、投資家と資本を預かる経営担当者との間の信頼関係の絆としての財務諸表の信頼性を独立の第三者たる職業監査人が監査するところに拠って立つ基盤がある」と考えられ

24) 財務諸表監査における「不正」(ISA240)とは「虚偽表示」をもたらし可能性のある原因事項であり、意図的であるものを指す。意図的でないものは「誤謬」と定義されている。

ており、これに基づき実態監査の必要性が論じられている。ただし責任については、「不正に起因する重要な虚偽表示の発見に監査人の責任は限定されることが正当」であろうとしている。このような議論を経て、米欧日において監査基準の改訂がなされてきたが、依然、会計事務所（監査法人）、職業監査人の意識自体に、「監査の付加価値」自体への自覚が不足している可能性もある。

### 5) 職業的懐疑心・判断が監査人の付加価値の源泉（「期待ギャップ」を埋める機能）

結局、虚偽表示につながる不正を発見できるかどうか外部監査の付加価値の源泉である。同時にリスク・モデルの根幹をなすのが職業的懐疑心となる。

「職業的専門家としての懐疑心（職業的懐疑心）」とは、「誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢をいう。」と定義されている。これは、国際基準中の「財務諸表監査における総括的目的（ISA200）」に含まれており、さらにリスク・モデルに関する各 I S A s の目的の相互関係も規定されている。これに基づき、監査人は、合理的な保証を得るため、監査リスクを測定する必要があるとしている。そのために、「監査証拠」、つまり「監査人が意見表明の基礎となる個々の結論を導くために利用する情報」を収集する必要があるとされている。ただし、「監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢」を、どの程度の監査人が、どの程度の水準で有しているかが問題となる。

## 6. 職業的懐疑心および判断に基づく情報監査の枠内での実態監査重視

上記の職業的懐疑心および判断に基づく情報監査の枠内での実態監査重視の集大成として、「監査報告書の改訂」（監査人の経営者とのコミュニケーションの促進、同能力の向上が目的）があると考えられる。

監査人の統治責任者とのコミュニケーション能力とは職業的懐疑心のコアとなる部分である。このため前述した実態監査機能の重要性に基準の重点がシフトしている感がある。この背景には、利用者にとって監査プロセスにおける監査証拠の入手の際の財務諸表作成者とのコミュニケーションにおいて、監査プロセスの中で、どのような事項について、監査人が重要と判断してコミュニケーションを実施しているのかが不透明（＝ブラックボックス化）であったということがある。さらに、ブラックボックスでは、外部からは上記の職業的懐疑心の付加価値が理解できない。

## 7. コーポレート・ガバナンス、スチュワードシップの改革を伴う監査報告書の改訂

会計不正の発生が、財務情報のサプライチェーンに問題があったとすれば、コーポレート・ガバナンス、スチュワードシップの改革を伴う監査報告書の改訂が重要となる。監査自体の改革を見ると、過去の米国の企業改革法、今回の英国の監査報告書の長文化については、コーポレート・ガバナンスの改革とともに実施されてきた経緯がある。日本の場合には、既にコーポレートガバナンス・コードの導入、スチュワードシップ・コードの導入がなされている。コーポレートガバナンス・

コードの導入を伴わない（あるいは導入されても機能していない）国の場合、企業側のガバナンスに問題が残っている可能性があり、監査報告書の改訂の効果が、期待されるほど十分発揮されない可能性がある。

## 2章 財務諸表作成のサプライチェーン当事者の相互関係における課題

上記を踏まえて、監査の付加価値である“不正発見機能”が発揮できない理由を解明する必要がある。そもそも監査（Auditing）とは、前述したように、「企業の公表する（適切な内部統制によって作成された）財務諸表が、一般に認められた会計原則に準拠して、企業の財政状態、経営成績、およびキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているか否かに関して、独立の職業監査人が、一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して、証拠を入手し、かつそれを評価し、その結果を財務諸表の利用者に報告する、組織的な行為過程」と定義される。前述した財務諸表サプライチェーンの関係者がおのおのの責任を果たしていることが大前提となる。ただし、その相互関係において、責任を果たす上での課題がある。図表4に示すように主な関係者は、1）（連結）財務諸表の作成者である経営者、2）（連結）財務諸表を監査する独立の職業監査人（＝外部監査人）、3）（監査済み）（連結）財務諸表の利用者、であり、各関係者の相互関係における課題を説明する。

作成者、監査人、利用者がおのおの抱いていた課題<sup>25</sup>としては、特に、作成者と外部監査

人、監査人と利用者との相互関係において、国際会計基準（I F R S：International Financial Reporting Standards）導入による“見積もり”の多用と、相互のコミュニケーションの重要性、監査の質の向上である。

I F R S 導入を検討した時点での、日本の財務諸表作成者が監査人との関係において直面していた課題の中で、特に問題となっていたのは I F R S によって見積もりが多用されるため、監査基準においても、その複雑さにおいて、様々な問題が生じていると考えられていたことである。つまり、公正価値で評価される見積もり要素の強い会計情報については、通常の監査手続きとは異なる監査手続きに対する信頼性への疑念があった。

作成者と利用者との相互関係における課題では、作成者の I F R S の理解、コーポレート・ガバナンス強化、経済的実態を最も的確に反映する会計処理と開示の選択、財務諸表に隠れた潜在的リスクの反映などが挙げられる。

以下、作成者と監査人、監査人と利用者の相互関係における課題を述べる（図表4）。

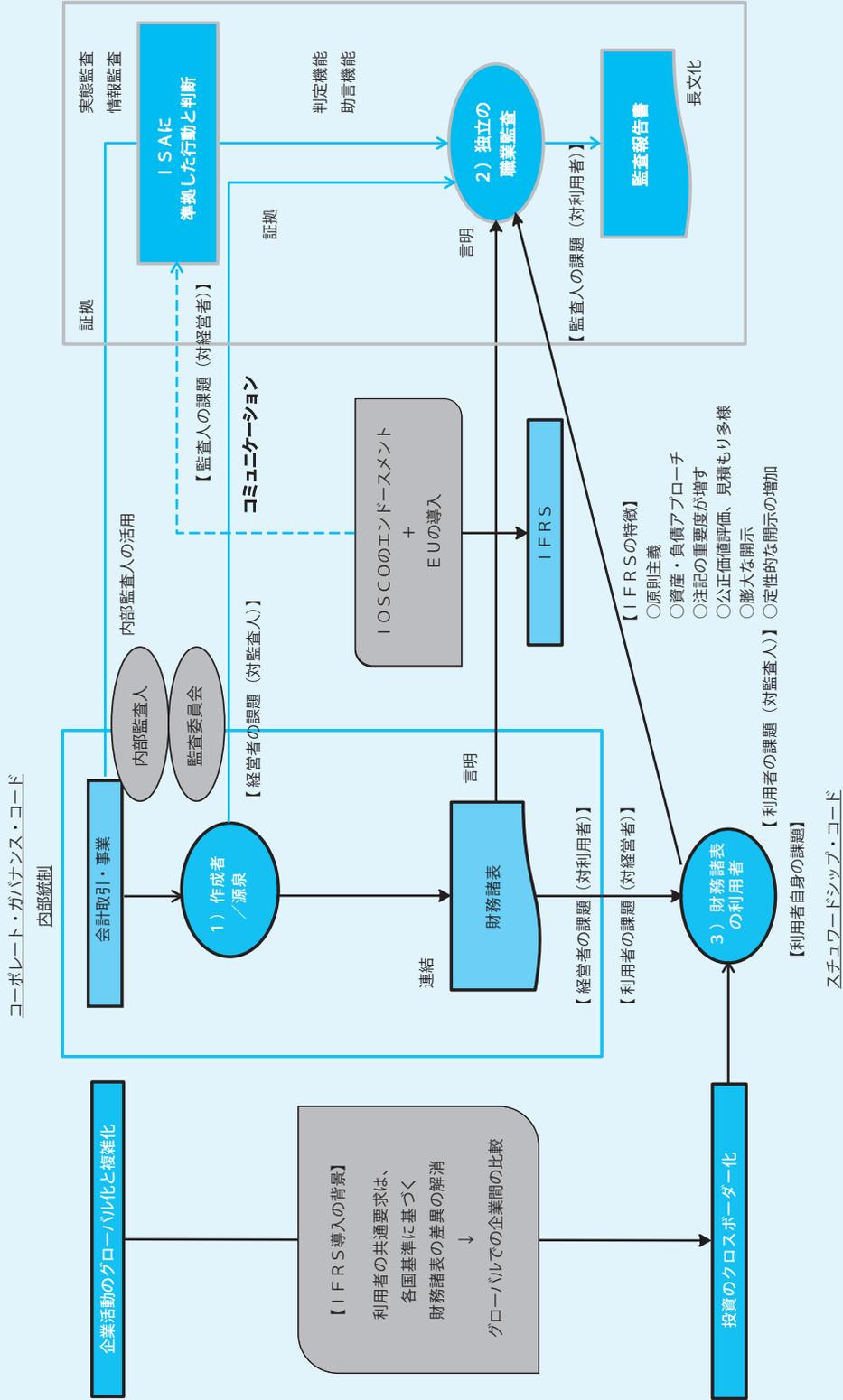
### 1. 作成者と監査人との相互関係における課題

監査人が作成者である経営者との関係において直面する課題としては、特に、以下のような経営者とのコミュニケーションにおける課題が挙げられている。

まず、「事実認定の相違」「会計基準の解釈」「将来の予測に関する見解の相違」など経営者と監査人の見解のギャップ、企業内部のコミュニケーション・ギャップが問題として挙げられる。この

25) 筆者の経営者、外部監査人、利用者（主に）へのヒアリングをもとに整理してきた課題。

図表 4 財務諸表の3当事者（財務諸表の利用者、作成者、監査人の関係）



（出所）山浦久司『会計監査論 第3版』中央経済社、pp.2-3の図表から大和総研作成

ため、この2つのギャップを埋めることが課題となる。

次に、そのギャップを埋める場合にコミュニケーションの方法が課題として挙げられる。対応策としては、監査人の指導性の発揮が求められると考えられるが、この場合でも二重責任の原則（経営者としての判断に対して、その適否を監査人が判断）、監査人の独立性が維持できる範囲内において、監査人が指導性を発揮できる状況が重要であろう。

さらに、監査人が指導性を発揮する方法を採用するとしても、個々の外部監査人のコミュニケーションの質の維持に関する課題が挙げられる。監査人からのコミュニケーションについては、監査法人全体の方針はあるものの、担当者ごとに質・量ともばらつきが生じる可能性が高く、監査法人全体の質の底上げが重要であろう。特に、経営者への説明というコミュニケーションの質の向上が重要であり、事前に十分に協議し、企業側に論理的な根拠を示して説明することが監査の質を向上させる可能性がある。

一方、経営者から監査人へのコミュニケーションに関連する課題もある。経営者が事実関係を説明するにあたって、自社に都合の悪い情報を開示しない場合がある。また、経営者が会計上の論点を十分に理解していないため、監査人が確認したいことを説明していないケースもある。特に、不確実性の高い見積もりの計上および測定について、例えば、偶発債務および訴訟に関する引当金、資産除去債務などが該当すると考えられる。

上記の課題を解決したとしても最終的には、監査の価値に対する認識のギャップという課題が残る。作成者が、監査プロセスが形式的なため、監査自体の価値、その効果に対して疑念を抱いている。このため費用対効果の側面から、監査費用が高いと認識している可能性がある。上記の相互のコミュニケーションの質と量が改善すれば、このような問題も解決する可能性がある。認識のギャップを埋めるために、監査人（監査法人）は、監査の価値の向上＝職業的懐疑心等の向上により、監査の質を組織として向上させていくことが必要となろう。

## 2. 監査人と利用者との相互関係における課題

現状では、利用者と監査人のコミュニケーションの機会はなく、監査報告書が唯一のコミュニケーションの手段であり、監査人の利用者等のステークホルダーに対する責任が明確ではない。

この点について、前述したE Cのグリーン・ペーパー「監査に関する施策：金融危機からの教訓」の中で、監査の役割と監査の範囲（スコープ）について、ここでは金融市場の規制改革に適合するように、さらに議論され、調査が進められた<sup>26</sup>。

確かに、監査人の役割は法律で規定されており、監査人は、監査済みの企業の財務諸表に対して、不正または誤謬による“重要な虚偽表示”が存在しないことについて合理的な保証を提供している。しかし、利用者は、無条件で“合理的な保証＝重要な虚偽表示が存在しない”と認識してい

26) リーマン・ショック後、E Cは金融システムの安定化に対する緊急要望にフォーカスした対応が必要であるとの認識の下、銀行、ヘッジファンド、格付け機関、監督当局、中央銀行の役割を深く分析した。しかし、この報告書を公表する以前、監査機能が金融安定化に資するために、いかに強化されるべきかに関する議論は進展していなかった。

る側面が強い。この認識ギャップが監査人と利用者との相互関係に影響を与えている。

この認識のもと、ECは、利用者を含めた「ステークホルダーとのコミュニケーション」に課題があるとしている。このため、監査人がステークホルダーにコミュニケーションすべき事項として、以下のように特定している。

- a) ステークホルダーへの保証のより高い水準について
- b) 監査人の行動について
- c) 適正な監査報告書について
- d) 外部とのコミュニケーション向上について
- e) 内部におけるコミュニケーションの向上について
- f) 監査人の権限の拡張について

このような事項について利用者が理解を深めることで、監査の価値について認識する可能性が高くなる。このため、特に、監査意見が含まれ、監査の最終的な成果物である「適正な監査報告書」＝「監査報告書の改訂」に焦点が当てられてきたと言えよう。

IAASBのアンケートの中でも、利用者の意見の集約として、監査報告書の改訂が、「複雑性の増す財務諸表のナビゲーションをし、監査人の作業の焦点（特に財務諸表における最も主観的な事項）を示すことを監査人に求めている」としている。この監査人の作業の焦点の部分、作成者にとっては監査の“ブラックボックス化”の主因としている。次章では、そもそも監査プロセスにおいて、利用者が認識すべき事項について説明する。

### 3章 監査報告書の改訂（長文化）の背景：監査の“ブラックボックス化”とは

第一に、「利用者に対する財務諸表の適正表示の責任はどこにあるか？」という問題がある。会計行為（会計取引・事象の会計処理と表示）の最終責任は経営者にあり、外部監査人はあくまでも独立した判定人としての責任を負うのである（＝二重責任の原則）。虚偽表示の場合、経営者は自動的に責任を負うが、監査人は過誤による自らの監査の失敗が原因で虚偽表示を発見できなかった場合にのみ責任を負う。これは一般的には下記の監査人の機能面からの説明がなされる。

監査人の機能には、純粹に監査人が第三者として財務諸表が適正に表示しているという“判定機能”と、仮に未然に経営者と監査人の見解の違いに対してどのように対応するか（例えば、虚偽表示に対する事前修正）という“助言機能”が存在すると考えられている。ただし、両者は独立した責任があるため、協調して財務諸表を作成するように認識される過度な助言機能の発揮は、監査人が責任の範囲を踏み出すこととなり、上記の二重責任の原則を曖昧にする可能性が出てきて、監査の判定機能が機能しなくなる可能性がある。このため、助言機能はあくまでも判定機能の付随的機能として考えるべきであろう。

一方、利用者は、監査人に対して、付随的機能としての助言機能のある程度の積極的な発揮を期待していることも現実的にはある。つまり、監査人の助言機能は、本来、「不適正事項を経営者に指摘し、修正がない限り、監査報告書にその事項を明記せざるを得ないことを主張するばかりではなく、経営者と監査人の見解の違いや会計的専門

事項に関する経営者の誤解や無理解があれば、監査人自身の見解を述べ、あるいは正しい知識や判断を与え、結果的に適正な財務諸表として公にする機能」と期待している側面もあろう。リーマン・ショック後は、監査人の助言機能そのものというよりも、助言機能とまではいかないが、監査プロセスの中で、どのような企業情報を収集し、経営者と話をしているかということが注目されてきた。この背景には、監査人は一次情報を含む様々な企業情報にアクセスが可能と考えられているからである。

そのため、監査プロセスにおける監査証拠の入手の際の財務諸表作成者とのコミュニケーションにおいて、監査プロセスの中で、どのような事項について、監査人が重要と判断してコミュニケーションを実施しているのかという問題意識があったと考えられる。

この問題は何十年も以前から議論されている古くて新しい問題であったが、その解決の必要性が再認識されたのがリーマン・ショックであり、監査の成果物である「監査報告（書）の価値」に焦点が当てられたと考えられよう。

既に、I A A S Bは2000年代の半ばから監査報告書の記載の変革の方向性について議論してきたが、リーマン・ショック後の2011年から、その調査<sup>27</sup>を本格化した。米国公開会社会計監視委員会（P C A O B）、E C、英国財務報告協議会（F R C）においても同様の動きがあった<sup>28</sup>。

日本の「独立監査人の監査報告書」の内容は、

簡単に言えば、独立<sup>29</sup>した監査人が有価証券報告書の中の何を対象として、どの基準で意見を表明したかの簡単な記載である。実際の監査報告書では、「監査の対象（監査の対象となった財務諸表の範囲）」「実施した監査の概要（監査基準に基づく監査）」「監査意見」<sup>30</sup>となる。

大半の利用者は、その存在について、それほど気にもかけない有価証券報告書の1ページである。これを裏返せば、利用者にとっては「監査」とは何を行っているか、多少なりとも“ブラックボックス”であったことは想像に難くない。

## 4章 監査報告書の改訂の付加価値：イノベーションを伴うコミュニケーション的価値の向上

2章の当事者の監査に対する問題意識と3章の基礎的な監査機能の理解を踏まえ、I A A S Bによる「監査報告書の改訂プロジェクト」の内容を説明する。I A A S Bの中核テーマは上述したように「監査報告（書）の価値の強化」であり、監査の付加価値を改めて問い直すところから開始された。2011年5月のコンサルテーション・ペーパー「監査報告の価値の強化：変更への選択肢の模索」によって、監査報告書の「現状維持は選択肢にない」ことが明確になったと公表されていた。監査報告書の改訂のトリガーとなったのが、利用者のニーズ、つまり“財務諸表の重要な事項およ

27) 2006年標準監査報告書に対する利用者の認識に関する学術研究を委託した。

28) 象徴的な動きは、E Cが2010年に公表したグリーン・ペーパー「監査に関する施策：金融危機からの教訓」

29) 監査対象とする企業との利害関係がないこと。

30) 独立監査人が、経営者が作成した財務諸表について、一般に公正かつ妥当と認められている企業会計の基準に準拠して「企業の財政状態、経営成績（およびキャッシュ・フロー）の状況」を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見すること。

び監査実施に関する透明性向上”と、“そのためのイノベーションの必要性（利用者の情報ニーズをより満たすためには長期的に徐々に変更していくのではなく変革が必要）”であった<sup>31</sup>。

## 1. 監査報告書の改訂に関する監査基準

監査報告書の改訂は、以下のように複数の監査基準にまたがる。

- ISA701 「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項のコミュニケーション」
- ISA570 「継続企業」
- ISA260 「統治責任者とのコミュニケーション」
- ISA700 「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」

査報告」

- ISA705 「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- ISA706 「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」

中心となる基準は新設された ISA701（図表5）であり、監査上の主要な事項（以下、K A M：Key Audit Matters）を監査報告書において外部と如何にコミュニケーションを行うかを規定したものである。ISA701の「ISA701の範囲」に記載されている「監査上の主要な事項のコミュニケーションの目的」は、「実施された監査の更なる透明性を提供することで、監査報告書のコミュニケーションの価値を強化することである」として

図表5 監査上の主要な事項（K A M）の概要（ISA701）

定義	監査人の職業専門家としての判断において、当年度の財務諸表監査で最も重要な事項のことをいう。K A Mは、統治責任者にコミュニケーションした事項の中から選択される。
記載目的・効果（2項、3項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施された監査の透明性を高めることにより、監査報告書のコミュニケーション価値を高めること</li> <li>・当期の監査において最も重要と監査人が判断した事項を利用者が理解できるように追加的な情報を提供する</li> <li>・企業及び経営者の重要な判断が介在する領域について利用者の理解に役立つ</li> <li>・企業、監査済財務諸表、および実施した監査に関連する事項について、利用者と経営者及び統治責任者との「目的を持った対話」の基礎を提供する</li> </ul>
性質（4項）	<p>K A Mのコミュニケーションは、財務諸表全体に対する意見を形成したうえで行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・K A Mは経営者が財務諸表に記載すべき開示（注記）を代替するものではない。</li> <li>・K A Mは除外事項付意見を表明すべき状況における除外事項を代替するものではない。</li> <li>・K A Mは継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在する場合に付す報告を代替するものではない。</li> <li>・K A MはK A Mの記載事項について個別の意見を述べるものではない。</li> </ul>
対象（5項）	上場企業の一般目的の完全な一組の財務諸表の監査に適用
適用時期（6項）	2016年12月15日以降終了事業年度から適用

（出所） I A A S B、日本公認会計士協会の各種資料から大和総研作成

31) 2011年5月の I A A S B コンサルテーション・ペーパー「監査報告の価値の強化：変更への選択の模索」に対する利用者からのコメント。

いる。つまり、K A Mの決定が監査報告書の価値の向上につながるることとなる。

I A A S Bは、既に新しい基準の記載内容を盛り込んだこれまでより“長文”の監査報告書の記載例を公表している。独立監査人の監査報告書の構成は、基本的には以下の通りである<sup>32</sup>。

○連結財務諸表監査に関する報告

- ・意見
- ・意見の基礎
- ・監査上の主要な事項（K A M）
- ・その他の情報の記載内容
- ・連結財務諸表に対する経営者及び統治責任者の責任
- ・連結財務諸表監査における監査人の責任

○法令等が要求するその他の事項に関する報告

## 2. 誰にとっての監査上の主要な事項か（監査報告書の改訂の限界）

K A Mについて誤解を生みやすいのが、誰にとってのK A Mかということである。当然ながら、財務諸表利用者にとっての目線が重要視され、財務諸表利用者が財務諸表を理解するために最も重要と考えられる情報を提供することと期待される。しかし、実際には利用者ではなく、監査人が当年度の財務諸表監査で最も重要と考える事項に関する情報を提供しようとするものと規定されている。このため、利用者が期待する主要事項

と監査人が提供可能な主要事項に期待ギャップがある。すなわち、利用者が期待する主要事項には、企業の一次情報を重要視する可能性が高いものの、監査人としては監査人が企業の一次情報提供者になることへの懸念が大きいいため、期待ギャップ<sup>33</sup>および情報ギャップ<sup>34</sup>が存在する。

これは、同時に監査報告書の改訂の限界と長期的な課題を示唆している<sup>35</sup>。つまり、監査報告書の改訂のみでは、利用者の情報ニーズに対応し、情報ギャップと期待ギャップを縮小させることは難しい。

同改訂を有意義なものとするためには、財務諸表内外の情報を充実させることと、統治責任者の役割を明確化することが非常に重要である。監査報告書の改訂に向けた努力が実を結ぶためには、より広範なコーポレート・ガバナンスおよび財務報告の改善の努力も同時に必要であろう。

## 3. どのように監査人が監査上の重要項目を決定するか（監査基準での考慮要素）

ただし、監査プロセスの透明性確保が目的であることから、監査人がK A Mと決定した判断プロセスについては、少なくとも明確にする必要がある。このため、監査基準の中では、以下の事項（監査上の主要な事項の決定に関する基準）が監査人に要求されている。

- 監査人が統治責任者と協議した事項が対象

32) I A A S B、日本公認会計士協会（J I C P A）の各種資料をもとに大和総研作成。

33) 財務諸表監査に対する利用者の期待と、実際の監査の相違。

34) 利用者が、投資や信用に関する意思決定に必要と考える情報と、財務諸表および他の公表情報から入手できる情報との間に差異があること。

35) 2012年6月 J I C P AのI A A S B公表物説明会における資料「I A A S Bコメント募集の概要：監査報告書の改訂」。

(ISA701 要求事項第8項)。

○以下のような項目を考慮して、「監査人が監査の実施において特に注意を払った事項」を決定 (ISA701 要求事項第9項 以下の項目は9項の (a) ~ (c) に該当)。

- (a) 重要な虚偽表示についてより高いリスクを識別した領域 (特別な検討を要するリスクが識別された領域を含む)
- (b) 財務諸表において、経営者の重要な判断又は見積もりを要する領域に関する監査人の重要な判断
- (c) 当期に生じた重要な事象又は取引の監査への影響

上記の (a) から (c) の事項は、監査上の主要対象事項の“候補”から、監査人が絞り込みを行う際の考慮要素となる。この“候補”の中で当期の財務諸表監査において、最も重要な事項をKAMとして決定するのである。

この絞り込みの重要性の判断における考慮要素が、適用指針<sup>36</sup>に規定されている。その中では、「財務諸表利用者にとっての重要性、対象となる事象の会計方針等の複雑性・主観性、監査人が必要とした労力など」が考慮要素として規定されている。

さらに、KAMに該当するものの、それを監査報告書に開示することによって問題が生じる場合を想定し、開示しない (not communicated) 例外規定は“要求事項”の中で、以下のように規定されている (ISA701 第14項 開示しない場合の規定)。

○法令が当該事項を公開することを除外している場合

○非常に稀な状況において、監査人が、監査報告書上に当該事項を記載 (開示 = communicate) することによって重大な悪影響があると判断した場合

上記の2つの規定の前者は判断基準が明確であるため問題はないが、後者の“重大な悪影響”の判断は難しいと考えられる。判断が難しければ、実際の判断プロセスの透明性を確保する必要がある。そのためには、監査人が上記のKAMの“候補”から重大な悪影響があると判断して絞り込んだ理由と、その“候補”が監査調書等の中に、文書化されていることが必要となる。

上記の基準は、要求事項としては、定義が曖昧で、監査人にとって解釈が難しく、経営者あるいは統治責任者とのKAMを中心としたコミュニケーションを困難にする可能性がある。このため、前述した通り、企業側の財務報告の改善、経営者および統治責任者の役割の明確化、あるいは新たな自覚 (マインド・セット) が求められる。監査人に対しても同じことが言え、監査報告書の改訂、それに伴う監査人の役割の新たな自覚が求められる<sup>37</sup>。

その“新たな自覚”の軸となるフィロソフィが“パブリック・インタレスト=公益 (=財務諸表の利用者保護)”ということとなる。ISA701を中心とした監査報告書の改訂のフレームワークが堅牢に構築されているとしても、“公益”を各当

36) 適用指針はガイダンスに該当するもので、必然的に監査人に要求される事項ではないことに注意が必要である。「適用指針 A 1.」に規定されている。

37) 2014年9月のIAASB CAGの会議ではIFIAR (監査監督機関国際フォーラム) の議長も同様の発言をしていた。

事者が認識しなければ、基準の“抜け道”が存在してしまう可能性が高くなる。このため、監査人、経営者および統治責任者に“公益”の観点が必要と求められると考えられる。

#### 4. 監査人の何が判断のベースとなるか (監査人の裁量部分)

その判断のベースとなるのが「監査人の職業的専門家としての判断」である。この理由としては、監査上の重要項目として記載すべき事項は、企業の状況によって異なるためである。この「職業的専門家の判断」は監査人の裁量が働くことが前提となっており、監査人の個人の能力によって判断の質が異なることが想定される。問題は裁量の質も問題であるが、裁量を働かせる“量”が非常に多いことである<sup>38</sup>。

この部分に作成者の懸念があると考えられる。つまり、スコープは通常の財務報告監査の範囲内であるが、その範囲内の“裁量”の質と量のみで、求められる監査報告書の作成が可能であるかという懸念である。仮に、監査スコープは変化ないとしても、質の高い判断が多く求められることで、監査報酬が上昇することも考えられる。その場合、企業側としては、費用対効果の部分の懸念も出てくる可能性がある。監査人のコストを伴う可能性のあるチャレンジが、価値の高い監査報告書としての成果に結びつくか、企業側からの判断が難しくなる可能性もある<sup>39</sup>。

#### 5. 長文化による記載内容に実質的な変化がないと認識されるリスクはあるか？

前述した“裁量”がKAMの記載内容に影響を与えるものの、KAMにどのような事項を記載すべきかについては、ISA701の中で以下のように規定されている（KAMの記載事項）。

- 「なぜ」当該事項がKAMとして選ばれたかという理由に加え、当該事項に対する監査人の対処方法の記載も必須とする。
- ただし、監査人の対処方法の記載の程度については、監査人に幅を持たせる。
- KAMの記載に当たって可能な限り企業固有の事項を考慮することを促す適用ガイダンスを新設する。

長文化による記載内容の変化という面では、KAM以外、客観視すれば、それほど目新しい記述はないと見受けられる。ただし、KAMは、利用者の情報価値の観点からすれば、企業の一次情報である可能性も否定できないため、ISA701では監査人が得た企業の一次情報の開示の禁止規定は存在していないことは注目される。

長文化によって期待される最大の効果は、利用者からのニーズに適合した「外部監査人が、経営者とのコミュニケーションを通じて、財務諸表のどの部分を重要な事項<sup>40</sup>として専門的に判断し、監査上どのように対処したのか」という監査自体

38) 2014年9月のIAASB CAGの会議では、米国のPCAOBも指摘していた。

39) 2014年9月のIAASB CAGの会議では、米国のPCAOBは、米国版監査報告書の改訂の進捗状況について、現在、費用対効果の検証を含めて実施していることを述べていた。

40) 監査上の主要な事項 (Key Audit Matters)

の透明性の向上である。監査の成果物としての監査報告書が注目されてしまう傾向があるが、このポイントを軸に、監査報告書の改訂の今後を注視していく必要があるだろう。

## 5章 先行している英国の事例

### 1. 「長文化した監査報告書」の導入方法

英国では、既に2012年10月1日以降の開始事業年度より新たな監査報告書が発行済みの状況である。適用対象は、英国のコーポレートガバナンス・コードの適用企業の監査であり、コーポレート・ガバナンスの強化とセットで監査報告書の改訂が導入された。監査報告書の改訂はコーポレート・ガバナンスの強化に間接的につながることが目的とされていることも注目すべきポイントと言えよう。

特に、2012年の英国コーポレートガバナンス・コードは、2012年9月と2014年9月に改訂されている。英国財務報告評議会<sup>41</sup>（以下、FRC：Financial Reporting Council）が、直近の二回の改訂において重視された事項は、会社が長期的な存続可能性を脅かすリスク情報などを、主体的に投資家に提供することにある。この理由として、かねてFRCは、会社が継続企業として、どのように存続し続けるか、具体的な戦略に対する株主への報告が不足していると問題視していた（図表6）。

これに加えて、スチュワードシップ・コードを改訂して、大手の投資家である機関投資家の責任を明確化し、経営者に対する意見表明方法も改訂した。投資家の経営者に対するコミュニケーショ

ン能力を高めた。

さらに企業側では、上記の2つのコードの改訂を受け、監査委員会のためのガイダンスを改訂し、ガバナンスをより強化させた。このような措置を受けて監査報告書の改訂が導入されたのである。具体的には、2014年9月の英国コーポレートガバナンス・コード<sup>42</sup>の改訂では、以下が規定された。

- 取締役会は、会社の現状及び展望に関する、公正であり、バランスが取れ、かつ理解可能な評価を示さなければならない（第C章「説明責任」；C.1 財務・業務報告；主要原則）
- 取締役会は、年次報告書において、年次報告書・財務諸表の作成における自らの責務を説明するとともに、年次報告書・財務諸表が全体として公正でバランスが取れた理解可能なものであると判断している旨、また、株主が会社のポジション及び、業績、ビジネスモデル及び戦略を評価するために必要な情報が提供されている旨を、記述すべきである。また、外部会計監査人は自らの報告義務について記述すべきである（コード条項 C.1.1.）
- 年次報告書に、監査委員会がその役務に関連して行った作業について説明する区分（以下、「監査委員会による報告」）を設け、監査委員会が重要と判断した財務諸表に関連する事項及びそれにどう対応したか等の説明を記載しなければならない（C.3 監査委員会と監査人；C.3.8.）

41) 投資を促すために質の高い企業のコーポレート・ガバナンスと財務報告を推進する英国の独立した規制当局。英国コーポレートガバナンス・コードを通じて企業のガバナンスの基準設定、企業の財務報告、監査基準等の設定および会計・監査基準の監視、施行などを担当している（FRCウェブサイトより）。

42) FRC "The UK Corporate Governance Code", September 2014

図表6 英国財務報告評議会（Financial Reporting Council）の監査報告書の改訂プロセス

2011年1月： ディスカッション・ペーパー「企業の受託責任の有効性：コーポレート・レポーティング及び監査の強化」	
2012年4月：以下の改訂に関するコンサルテーションを開始	
コーポレートガバナンス・コード	(2010年6月、2012年9月一次改訂、2014年9月二次改訂)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ FTSE350社に対し、最低限10年ごとに外部監査の入札の実施を求める</li> <li>○ 取締役会に対し、年次報告書において以下の根拠の記載を求める             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年次報告書が公正で、バランスが取れ、かつ理解可能であること</li> <li>・ 利用者が企業の業績、ビジネスモデル及び戦略を評価するために必要な情報が提供されていること</li> </ul> </li> <li>○ 年次報告書における監査委員会による報告の有効性の強化を促進</li> </ul>
スチュワードシップ・コード	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スチュワードシップの意味、資産保有者及び資産管理者の責任を明瞭化</li> <li>○ 機関投資家に対し、株券賃借及びその議決権行使に関する方針の開示を求める</li> </ul>
監査委員会のためのガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ガバナンス・コード及びスチュワードシップ・コードの改訂を受けた改訂</li> </ul>
英国監査基準	(英国監査保証評議会：Audit and Assurance Council：旧 A P B (Accounting Practices Board)) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 監査人の重要な職業的判断を理解するのに必要と考える事項を監査委員会にコミュニケーションすることを求める</li> <li>○ 監査報告書の記述を拡大し、以下の場合には例外的に報告することを求める             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記取締役会に対し、年次報告書において記載を求めた根拠が、監査人が監査の過程で得た知識と整合しない</li> <li>・ 監査委員会の作業について記載している年次報告書のセクションにおいて、監査人が監査委員会にコミュニケーションした事項が適切に記載されていない</li> <li>・ 上記の新たな形式での監査報告書は、2012年10月1日あるいはそれ以降に決算期が始まる年次報告書が対象</li> </ul> </li> </ul>

(出所) 各国、各機関資料から大和総研作成

これを踏まえて、英国の監査基準（ISA（英国及びアイルランド：以下、UK & I）においては、当該コードに準拠している会社の監査報告書を対象に新しい以下の要求事項が導入された。

○監査人は、年次報告書に含まれるその他の財務情報および非財務情報（上記の取締役会による記載及び監査委員会による報告を含む。）を通読する際に監査した財務諸表と重要な相違がある情報を識別した場合、又は監査の過程で得た知識に基づくと明らかに誤っている若しくは当該知識と重要な相違がある情報を識別した場合、監査報告書において報告しなければならない（ISA（UK & I）700第22A項）。

○監査人は、例外的報告事項として、これらに関する適切な結論を記載しなければならない。監査人は、監査委員会による報告において、監査人が監査委員会にコミュニケーションを行い、かつ監査人が開示されるべきと判断した事項が適切に開示されていない場合にも、当該情報を監査報告書に含めなければならない（ISA（UK & I）700第22B項）。

さらに、2013年の英国監査基準の改訂により、監査の透明性を高めるため、監査報告書に以下の3つを記載することが要求された（ISA（UK&I）700第19A項）。これらの監査報告に係る規定は2012年10月1日以降開始事業年度からの財務

諸表監査から適用されている<sup>43</sup>。

- (a) 監査人が識別した重要な虚偽表示リスクのうち、監査の基本的な方針、監査資源の配置、および監査チームの作業の方向性に最も重要な影響を与えたものについての記述（重要な虚偽表示リスクに関する記載）。
- (b) 監査の計画及び実施において重要性の概念をどのように適用したのか説明。当該説明において、財務諸表全体に対する重要性を監査人が判断するための基準値を明記しなければならない（重要性に関する記載）。
- (c) 監査範囲の概要（上記（a）に基づき記載し評価した重要な虚偽表示リスクにどう対応したか及び（b）に基づき記載した重要性の概念の適用によってどのような影響を受けたかの説明を含む）（監査の範囲に関する記載）。

## 2. FRCによる長文化した監査報告書のレビュー

2015年3月にFRCが公表した「長文化した監査報告書：適用初年度の経験のレビュー（Extended auditor's reports : A review of experience in the first year）」に基づき、英国の状況を述べる。同レビューでは、2014年7月から9月にかけて発行された長文化された監査報告書153通<sup>44</sup>を対象に詳細な分析を実施した。

当該監査報告書において、改訂版英国監査基準

ISA700「独立した監査人の財務諸表監査報告書」の要求事項では、前述した（a）重要な虚偽表示リスクに関する記載、（b）重要性に関する記載、（c）監査の範囲に関する記載、の3事項が含まれることが監査人に求められており、各項目別に分析が行われている。

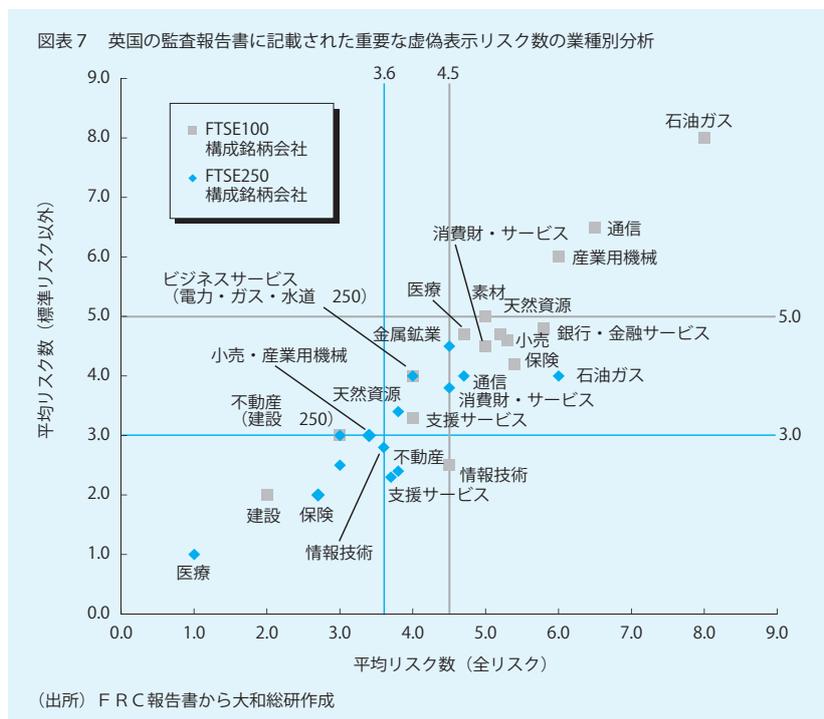
### 1) 重要な虚偽表示リスクに関する記載

報告書に記載された重要な虚偽記載リスク数は、1～10個の中に分布しており、FTSE350全体の全リスクの記載平均リスク数は4.2であった。標準リスク（「a）収益認識における不正リスク、及び（又は）b）経営者による内部統制を無効にするリスク」）以外の記載平均リスク数は3.5であった。FTSE100とFTSE250では、全リスクの平均リスク数がおおの5.0、3.0であった。図表7に示す通り、FTSE100の全リスク、標準リスク以外とも記載平均リスク数がFTSE250よりも高い結果となった。この理由としては、FTSE100構成銘柄は、時価総額で英国全上場企業の約8割を占めており、平均的に規模が大きく、複雑性が高いため、記載される重要な虚偽表示リスク数が多かったと考えられる。業種別では、FTSE350全体では石油ガス（7.0）、通信（5.4）、小売、保険、金属鉱業、銀行・金融サービスが4.0以上を超えており高い（図表7）。

監査報告書の一部には、監査基準において特別な検討を要するリスクとして扱われていることを理由に、標準リスクについて記載しているものがあった。しかしながら、FRCは、監査基準に定

43) 英国の監査報告書の改訂に関する英国監査基準では、2013年9月末あるいはそれ以降に決算期末を迎える年次報告書に新たな監査報告書が導入されている。

44) 調査対象の監査報告書の抽出は、ランダムに行われたが、様々な業種、大規模会社を中心に抽出することを考慮して行われた。FTSE100構成銘柄が63社、FTSE250構成銘柄が90社となっている。



義されている特別な検討を必要とするリスクを、監査報告書に当然に記載が求められる重要な虚偽表示リスクとして扱うことは意図していない。前述したような要求事項の趣旨とは異なっている。

図表8に示す通り、監査報告書に記載された重要な虚偽表示リスクの内容は様々であった。調査対象とした監査報告書には、全部で650個の重要な虚偽表示リスクが記載されていたが、このうち上位15件が全体の87%を占めた。「資産の減損」(1位)、「のれんの減損」(3位)の減損関連で全体の23%を占めた。金融機関の金融商品の運用およびM&Aの活発化に伴い、減損関連に関する虚偽表示リスクが記載されたと考えられる。2位の「税務」については、海外税務や繰延税金資産の回収可能性等の問題が取り扱われていたもようである。

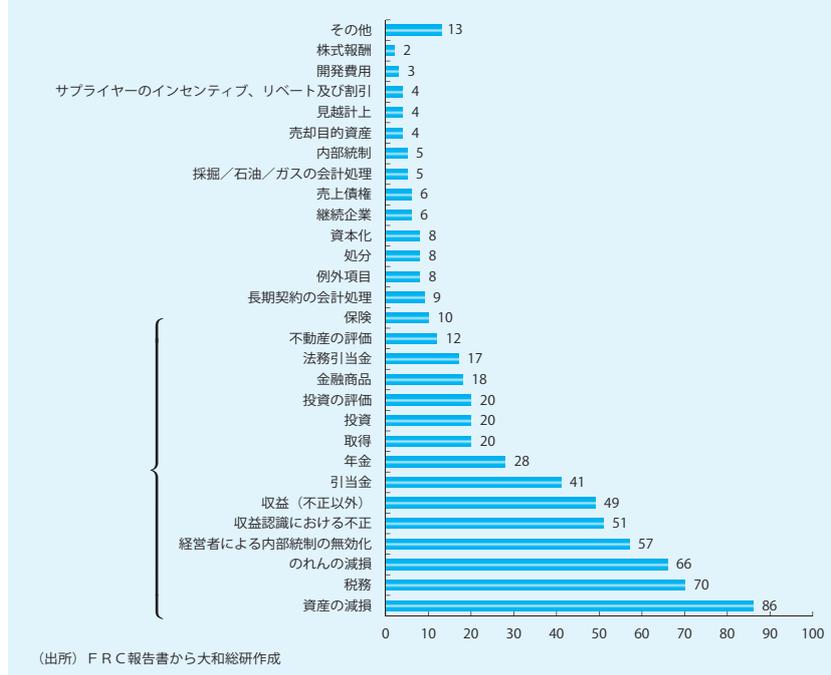
監査報告書における上記リスクの記述自体につ

いては、ISA (UK & I) 700 第 19B 項では、「財務諸表利用者にとって有益な記述とするため、監査対象企業に特有の状況に直接関連付けした記述とし、標準文言による一般的な記述としないこと」が要求されている。評価対象企業を調査した結果、記載された重要な虚偽表示リスクのうち61%は上記の要求に適切しているものの、残りは適切していないと結論づけている。適用2年目は監査人の記述が十分に適切しているかに焦点が当たろう。

## 2) 重要性に関する記載

「監査の計画及び実施において重要性の概念をどのように適用したのかの説明を記載しなければならない」(ISA700 第 19A 項 (b)) とし、重要性の基準値のみが求められている。さらに「重要性の概念をどのように適用したかの説明」(ISA700 A13B 項) が、適用指針の中で求めら

図表8 記載された重要な虚偽表示リスクの内容の分析



図表9 ISA700 (UK&I) 第19A項 (b) とA13B項に示されている事項の記載状況

内容	監査報告書における記載状況
重要性の基準値 (第19A項 (b))	153社全社が監査報告書で記載。最も多かった事例は「税引前利益又は修正後税引前利益の5%」
特定の取引種類、勘定残高又は開示等に対する重要性の基準 (A13B項)	153社中5社
手続実施上の重要性 (A13B項)	153社中25社
監査の進捗に伴い行われた重要性の基準値の大きな修正 (A13B項)	なし
監査委員会に報告する未修正の虚偽表示の大きさ (A13B項)	多くの記載事例あり。平均の重要性の基準値の4%
監査人による重要性の評価における質的な内容に関する重要な検討 (A13B項)	なし

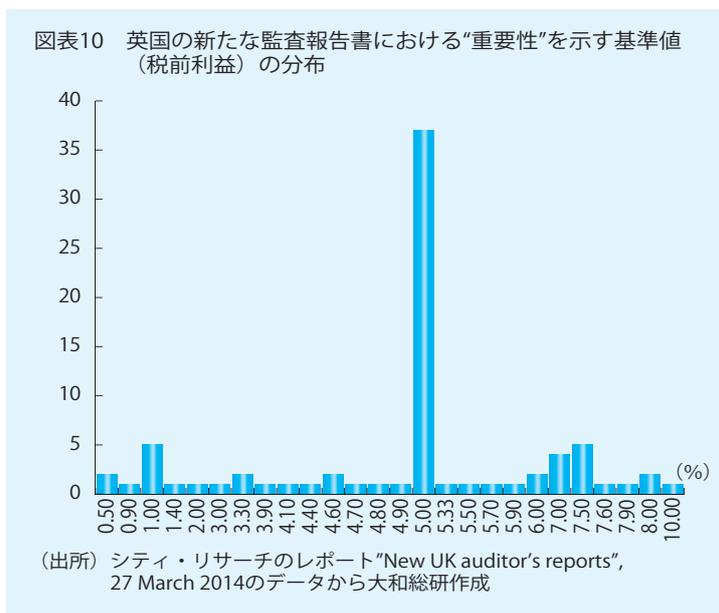
(出所) FRC 報告書から大和総研作成

れている。この例示としては5つ挙げられている (図表9)。

ISA700 第19A項 (b) には具体的には例示されていないが、上記の重要性の基準値では、調査対象の153社のうち、148社の監査報告書において、監査人が重要性の基準値の決定において使用した指標が記載されていた。そのうちの128

社において監査人が選択した「指標の割合」、37社においてその指標を選択した「理由」が記載されていた。この指標と割合の記載内容として最も多かった基準値が、「税引前利益又は修正後税引前利益の5%」であった。例えば、最多のリスクを監査報告書に記載したロールス・ロイス社の2013年度の年次報告書では、「独立した監査報

図表10 英国の新たな監査報告書における“重要性”を示す基準値（税前利益）の分布



(出所) シティ・リサーチのレポート“New UK auditor’s reports”, 27 March 2014のデータから大和総研作成

告書」の中の「3. 我々の重要性の適用と我々の監査範囲の概観 (overview)」において、「ロールス・ロイス・グループ社の連結財務諸表の全体としての重要性は86百万ポンドと設定された。これは、税前利益を指標として計算された。その結果、財務諸表に報告され、“基礎”となる税前利益の4.9%に相当する」と記載されている。重要性の度合いは、その“情報”の財務諸表への影響の規模に左右される。監査人（チーム）は、税引前利益などの基準値を選択して、“重要性”を計算するために、この基準値への影響の割合を適用した。

参考までに、シティ・リサーチでは、2014年3月の終わりに、英国の改訂された監査報告書の調査レポートを公表した。対象企業は、FTSE上場企業の35社を含む英国の企業88社であった。これによると、同基準値をベースにした重要性の比率の分布は図表10の通りである。

### 3) 監査の範囲の記載

監査の範囲の記述には、記載した重要な虚偽表

示リスクにどのように対応したか、および重要性の適用によってどのような影響を受けたかの説明を含めることが要求されている。FRCは、調査対象として監査報告書の監査の範囲の記述における、重要な虚偽表示リスクへの対応や重要性の適用による影響の記載状況について評価を実施した。FRCが総合的にみて、調査対象の監査報告書の56%においては、監査の範囲の記述において、重要な虚偽表示リスクへの対応および重要性の適用による影響について総合的な説明が行われていた。一方、24%においては、適切ではあるものの要求事項を実質的ではなく、形式的に満たす形での説明がなされており、残りの20%においては、要求事項の趣旨が十分に達成されていないことが判明した。FRCが「good」以外の評価をした主な理由は下記の2つであるが、適用初年度としては、全体的にみて合理的な結果だったと考えている。

- 重要な虚偽表示リスク対応及び重要性の適用に関する記述の前に監査の範囲の記述が

なされ、関連付けがなされていない。

○標準リスクの記述が過度に重視されている。

## 6章 残された課題：公益の共有と監査の質の向上

今後、監査報告書の改訂に関連する基準が各国で採用され、普及していくステージに入っていく。ここでは、2014年9月のCAGの会合ではPIOB（公益監視委員会：Public Interest Oversight Board）主催の公益に関する議論において、「監査の専門性の範囲内において、公益の視点を気づくためには、何が必要か」を議論した結果を報告しながら、ポイントを述べていく。

結論から言えば、前述したような「専門的な懐疑心」「トーン・アット・ザ・トップ」「財務諸表報告のサプライチェーン」「倫理的な価値、公益への関与、専門的な基準の要求事項への準拠からの結果として監査の質」が必要という要素が参加者のコンセンサスを得た事項である。

そのための方法としては、「教育の必要性」「公益を守ることに関連した監査のガバナンスの視点：国際監査基準の必要性」「コミュニケーションの強化と期待ギャップ」「専門性について率先的に活動し、監査の専門性がどのように認識されているかを確認する」「規制当局者との対話を増やす」「公益を守るための国際基準の役割」が列挙された。

前述した「利用者にとって国際監査基準設定の背景の中で把握すべき7つのポイント」で掲げた課題が、依然、挙げられている。しかしながら、今回列挙されていた課題の中で欠けている事項は、財務情報のサプライチェーン関係者の「意識の問題」である。グローバルなコーポレートガバナンス・

コードをどのように整備していき、普及させていくか、同様にステewardシップ・コードの整備をどうするかなど、意識の部分に関係する問題の解決策が不足しているように見える。

これは、上記の「公益」あるいは「目的」の共有、あるいは共有するための各国間における事前の調整が困難な状況にあることが見受けられる。このような状況において、IAASB CAGにおいては、監査人の意識を変えるために、監査基準を厳格化するのみでは限界があり、倫理基準をより重要視する委員が増えている傾向がある。特に、IAASBにおいて、今後取り組むプロジェクトに挙げられている「監査の質」、国際品質管理基準第1号（ISQC1：International Standard on Quality Control 1）における「監査の質のコントロール」においては、「意識の問題」の部分の比重が高くなることが予想されるため、倫理基準は一層重要視されると考えられる。この取り組みの重要性が低くなると、意識の高まらないまま、“監査報告書の長文化”という「方法」のみが実行に移され、利用者が求める監査の付加価値と結びつかない可能性も考えられる。

加えて、“監査”という狭い範囲の“公益（＝財務諸表の利用者保護）”でさえも、監査報告というプロセスに関わる当事者である外部監査人、経営者、利用者等によって、その捉え方が異なる。その結果、「何のために、誰のために」という議論にあまり時間を割かれないケースが多く見受けられる。そのため、多くの時間は監査上のテクニカルな側面に費やされてしまう傾向にある。上部組織としてPIOBという“公益”を冠した組織がある。多大な努力を重ねられているものの、グローバルな公益への対応には人数的制約があり、限界が見られる部分もある。現在では、各国ベ-

スで国際監査基準を適用していくフェーズに移行しているが、各国の“公益”の相違、独自の構造的な問題も散見され、さらに難しい局面を迎えていると言わざるを得ない。

今後、「市場や企業活動のグローバル化」が進展しているにもかかわらず、企業会計をめぐる基準が統合されておらず、そのすき間をついて問題が起こるといえるケースも出てきている」という各国間の規制の“断層 (fault lines)”に付け込んだアービトラージによって、不公平な状況が生まれにくいような状況を早期に達成するためには、国際監査基準の目指す「公益および目的の共有」が重要であろう。

## おわりに ～日本へのインプリケーション～

日本においても、“監査”という狭い範囲の“公益”でさえも、監査報告というプロセスに関わる当事者である外部監査人、経営者、利用者等によって、その捉え方が異なる。このため、「監査報告書の長文化」の導入には、監査の質は当然のこと、様々な仕組みを整備していく必要がある。その場合、財務情報のサプライチェーン関係者が本来持つべき“責任”について、形式的ではなく本質的な問題を理解した上で、仕組みを整備、構築していくことが求められよう。監査においては、前半の部分で記述してきたような種々の制約がある中で、監査が本来有する付加価値を最大限発揮することを期待したい。

9年近く委員を務めている中で、結局、何を守るのかの熱意が一番強い当事者を有する国々の“公益”を中心に議論が進んでいくことが分かった。熱意とは、主観的な“気持ち”の部分だけではない。国内でのステークホルダー間の真剣な議

論を踏まえた客観的な部分を備えた強く共有した“思い”である。この“守るべき何か”が、監査基準では資本市場の信頼である。この信頼の維持・向上の“思い”を最も強く共有できている国が主導権を握っている現実があると考えられる。財務情報のサプライチェーンを担う関係者が、その“思い”を持ち、意識を高め、資本市場の信頼を高める方向に向かうことを期待したい。

### 【参考文献】

- ・日本公認会計士協会『監査実務ハンドブック 平成27年版』および同『監査実務ハンドブック 平成28年版』、日本公認会計士協会出版局（平成26年10月、平成27年10月）
- ・The International Federation of Accountants, “Rebuilding Public Confidence in Financial Reporting: An International Perspective”2003
- ・中平幸典「企業会計と市場の信頼 ～エンロン後の国際的協力～」『証券レビュー』第43巻第9号
- ・山浦久司『会計監査論 第3版』中央経済社、2003年9月
- ・EUROPEAN COMMISSION GREEN PAPER, “Audit Policy: Lessons from the Crisis” October 2010（欧州委員会グリーン・ペーパー「監査に関する施策：金融危機からの教訓」2010年10月）
- ・Financial Reporting Council, “Extended auditor’s reports : A review of experience in the first year” March 2015, pp.14-34
- ・甲斐幸子「監査報告に関する国際動向④ 英国財務報告評議会「長文化した監査報告書：適用初年度の経験のレビュー」『会計・監査ジャーナル』(No.719)、2015年6月

[著者]

内野 逸勢（うちのはやなり）



経済環境調査部長  
担当は、地域経済、エネルギー、ガバナンス、金融財政等